

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくしの疑い～

江南労働基準監督署（署長 梅本嘉一）は、令和6年7月25日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで犬山区検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

株式会社サンポリマーほか1名  
（所在地：大阪府大阪市中央区安土町  
事業内容：プラスチックフィルムの販売等）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
労働安全衛生法第120条第5号（罰則）  
労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和4年8月8日、愛知県犬山市木津前畑にある再生プラスチックの製造を行う会社内において、被疑者の雇用する男性労働者（当時62歳）が、機械のメンテナンス作業中に約90度の熱湯を浴びて火傷し、4日以上休業するという災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告（休業4日以上の場合の様式第23号の報告書）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害により、労働者が4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく、江南労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるもの。